

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

**令和6年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の
取扱い等について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずか
となってきたところですが、円滑な請求・支払事務のため、令和6年度教育・保育給付費
等における年度末の請求において次のとおり取り扱うことといたします。

1 給付費における3月以降の請求について

令和6年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和7年5月までと
なります。公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等
を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと
思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

※1月に通知した公定価格の単価改定等の請求月について、取り扱いを変更しています。

請求年月	請求上の留意点
令和7年3月	<p>◎4月～2月分の追加請求について未請求分がある施設は、<u>可能な限り3月に請求</u>してください。</p> <p>※今年度から請求方法が変更した地域活動事業費について、実績が確定している場合は忘れずに請求してください。</p> <p>◎処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲについて、<u>順次認定の上、通知書を発出</u>しますので、<u>通知書が届き次第認定に合わせて請求</u>してください。また、現在暫定で請求している施設についても同様です。</p> <p>◎3月加算については、<u>順次認定の上、通知書を発出</u>しますので、<u>通知書が届き次第請求</u>してください。ただし、<u>小学校接続加算は3月末の請求ソフトのアップデート後に新単価が反映されるため、3月には請求せず4月に3月追加分で請求</u>してください。</p>
令和7年4月	<p>◎公定価格の単価改定及び4歳以上児配置改善加算上半期分（<u>4～8月</u>）及び3月分を<u>請求</u>してください。</p> <p>◎本市の認定を受けた<u>小学校接続加算</u>については、4月に3月追加分で<u>請求</u>してください。</p> <p>◎3月に請求ができなかった処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲは、<u>上半期分（4～8月）及び3月分を4月請求</u>としてください。</p> <p>※3月加算、4歳以上児の配置改善に係る戻入等について、<u>上半期分（4～8月）及び3月分の請求に併せて御精算</u>ください。</p>

令和7年5月	<p>◎公定価格の単価改定及び4歳以上児配置改善加算下半期分（9～2月分）を請求してください。</p> <p>◎3月に請求ができなかった処遇改善等加算Ⅱ・Ⅲは、<u>下半期分（9～2月分）を5月請求としてください。</u></p> <p>◎令和6年度分における<u>請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。</u></p> <p>※4歳以上児の配置改善に係る戻入等について、<u>下半期分（9～2月分）の請求に併せて御精算ください。</u></p>
--------	---

2. 請求事務に係る留意事項について

年度末の請求において留意が必要な事項については、以下の点が想定されますので、御確認ください。

(1) 延長保育の請求について

延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・園共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せず4月請求としていただくか、請求する場合でも、土曜実施「無」とするなど、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。

(2) 産休等代替臨時職員雇用費について

産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、毎年、産休等代替臨時職員雇用費の請求ができるにもかかわらず請求しない施設が散見されますので、請求漏れが無いよう御留意ください。

3 物価高騰対応加算（給食費）について

昨今の物価高騰による給食材料費の値上げ等を受け、国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応加算（給食費）の令和7年度中の支給を検討しております。令和7年第1回川崎市議会定例会（3月議会）に令和7年度予算として上程する予定としておりますが、システム改修等も必要となるため、加算単価や対象期間、支給時期等の詳細が決まり次第、追って御連絡いたします。

（保育第1課）

電話 044-200-2662